

令和 4 年度予算編成方針

はじめに

わが国の経済は、本年 9 月の月例経済報告によると、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、このところそのテンポが弱まっている。先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、内外の感染症の動向、サプライチェーンを通じた影響による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。」とされている。

こうした中、政府は、本年 6 月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2021」の中で、「当面の経済財政運営と令和 4 年度予算編成に向けた考え方」として、「引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、我が国経済の自立的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。」とする一方、「歳出・歳入両面の改革を着実に実行する。」とされている。

その後、7 月に閣議了解した「令和 4 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」では、「令和 4 年度予算は、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。歳出全般にわたり、平成 25 年度予算から前年度当初予算までの歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。」とされている。

1 本市の財政状況と今後の見通し

本市の令和 2 年度決算において、経常収支比率は 92.9%と高水準にとどまっており、財政構造は、依然として硬直化した状況が続いている。

財政の健全化判断比率については、これまでは一定の改善が図られてきたが、大規模事業の実施に伴って市債残高が増加しており、今後さらに数値が悪化すると予測されることから、市債発行額をできるだけ抑制するなど、引き続き将来負担の軽減に取り組む必要がある。

（令和 2 年度実質公債費比率 3.9%、将来負担比率 7.0%）

また、財政調整基金は、令和 2 年度において新型コロナウイルス感染症への対応等により 18 億円を取り崩すこととなったほか、令和 3 年度予算においても、補正予算（第 6 号）までの時点で約 17 億円の取崩しを計上していることから、基金残高の大幅な減少が懸念される。

令和４年度の歳入については、新型コロナウイルス感染症の影響により、見通しが不透明な状況が続いており、その中でも市税収入は、コロナ禍以前の水準を確保することは困難であると見込まれている。

一方、歳出については、高齢化の進展などによる社会保障費を始め大規模事業、公共施設等の維持管理や更新、新型コロナウイルス感染症対策、行政のデジタル化の推進などに多額の財源が必要となる。

特に、新型コロナウイルス感染症対策については、感染予防と経済活動の両立を最重点課題と位置付け、令和２年度以降、国・県の交付金や財政調整基金などを活用して様々な施策を実施してきている。今後も一段と厳しい財政状況が続くものと見込まれるが、その時の状況に応じて必要な経費を予算化し、効果的な施策を実施していく方針である。

○ 短期財政見通し

今後の制度改正や財政負担等未確定な部分はあるが、現時点で想定できる限りで令和４年度の財政見通しを行ったところ、約１１億円の財源不足が生じる見込みとなり、令和３年度に引き続き厳しい財政見通しとなっている。

(単位：百万円)

区 分		令和３年度		令和４年度	増減額	
		当初予算(1)	9月補正後(2)	見通し(3)	(3)-(1)	(3)-(2)
歳入	市税	17,754	17,754	17,790	36	36
	地方譲与税、交付金等	6,151	6,151	6,242	91	91
	地方交付税	13,572	14,854	15,002	1,430	148
	繰入金（財政調整基金とりぐずし金）	2,056	1,710	0	▲ 2,056	▲ 1,710
	臨時財政対策債	2,811	2,025	2,024	▲ 787	▲ 1
	その他	215	1,576	220	5	▲ 1,356
	計（Ａ）	42,559	44,070	41,278	▲ 1,281	▲ 2,792
歳出	人件費	10,434	10,434	10,190	▲ 244	▲ 244
	公債費（一時借入金利子含）	5,258	5,258	5,565	307	307
	扶助費、物件費、負担金・補助金等	19,474	19,863	19,643	169	▲ 220
	繰出金	3,537	3,539	3,566	29	27
	投資政策的経費	3,765	4,894	3,319	▲ 446	▲ 1,575
	その他（支弁人件費含）	91	82	70	▲ 21	▲ 12
	計（Ｂ）	42,559	44,070	42,353	▲ 206	▲ 1,717
要調整額（Ａ）－（Ｂ）		0	0	▲ 1,075	▲ 1,075	▲ 1,075

- ・両年度とも一般財源ベースによる。
- ・市税は、令和３年度決算見込により推計
- ・地方交付税は、令和３年度交付決定ベースで推計
- ・投資政策的経費は、まちづくり実施計画などによる。

2 予算編成の基本方針

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、令和4年度においても、感染防止のための環境整備、市民生活や地域経済の下支えなどを軸とした上で、市民ニーズを的確に捉え、市民の安心安全につながる施策を推進していく必要がある。

また、「行政経営改革プラン」で掲げる「選択と集中」による本当に必要なサービスへの重点化や、財源の確保による財政基盤の強化を推進し、市政に対する市民満足度の向上と持続可能な行政経営を実現していくことも重要となる。

「岩国市総合計画」においては、「豊かな自然と歴史に包まれ、笑顔と活力あふれる交流のまち岩国」をまちづくりの将来像として引き続き掲げ、6つの基本目標とそれを支える行政経営に基づき、将来像の実現に向けて、まちづくりを推進することとしている。

さらに、「第2次岩国市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、基本理念として「未来へつながる交流都市岩国～若い世代に選ばれるまち～」を掲げ、人口減少の抑制と地域活力の向上に向けて、本市がこれまで取り組んできた地方創生をより一層充実・強化するための施策を推進することとしている。

これらを踏まえ、予算編成に当たっては、財政計画の基本方針である「将来負担の軽減」を堅持しつつ、総合計画及び総合戦略に沿ったまちづくりの施策に基づく事業を実施することとしており、以下に留意の上、予算要求を行うこと。

- 投資政策的経費は、総合計画の基本目標である「子育てといきいきとした暮らしを応援するまち」「空港を軸とした活力ある産業と観光のまち」「豊かな自然と充実した社会基盤により快適に暮らせるまち」「誰もが安心・安全に暮らせるまち」「心の豊かさと生き抜く力を育む教育文化のまち」「支えあいと協働でつくる絆のあるまち」を中心に、重要度、緊急度、事業効果等を勘案し、より優先順位が高い「まちづくり実施計画」に登載される事業を要求すること。

なお、予算査定の対象は、「まちづくり実施計画」に登載される事業のみとする。

- 経常経費は、令和3年度当初予算ベースで配分した一般財源の範囲内で要求すること。

要求に当たっては、事業実施の必要性、妥当性、有効性を再検証し、徹底した事務事業の合理化、効率化、簡素化により、歳出の抑制を図ること。限られた財源のもとで、効果的・効率的な事務を執行するためには、あらゆる面で不断の見直しが不可欠となる。事業の費用対効果や代替措置の可能性なども含めた様々な視点から、事業の存廃も含めた抜本的な見直しに努めること。

新型コロナウイルス感染症への対応のため、新たに必要となる経費が見込まれる場合、その所要額については、配分額とは別枠で要求できるものとするが、事業内容や効果を十分精査し、過大な要求とならないよう努めること。

- 補助金・負担金については、常態化・既得権化しているものが多く見受けられるため、事業効果、公益性、積算根拠等をしっかりと検証することを通じて適正化を図ること。

特に、補助金については、新型コロナウイルス感染症の影響で、予定していた事業が実施できなかったことなどから、結果として繰越金の増加につながるケースも見受けられるため、要求に当たっては各団体の収支を十分検証し、「岩国市補助金見直し基準」に基づき、減額や一時休止などについて検討を行うこと。

なお、原則として、補助金・負担金の増額は認めない。

- 市債は、将来負担の軽減を堅持する観点から、発行額をできるだけ抑制する方針である。なお、市債要求を行う場合は、根拠となる各種計画等の状況を確認しながら、財政的に有利なものを選択すること。

また、特別会計においても、市債残高の増加につながらないように努めることで、健全な運営を図ること。

3 その他留意事項

- 令和2年度決算の状況や令和3年度予算の執行状況を十分に分析した上で、要求漏れや不足額が生じることのないよう、正確に通年経費を見積ること。また、不用額や予算繰越しが発生しないよう、年度内に着実に執行が可能な額を予算要求すること。
- 事業の実施に当たっては、進捗管理を徹底し、計画的な執行に努めること。また、事業効果の検証を行い、必要に応じて改善を図るなど効果的な実施に努めること。
- 国から公共工事の施工時期の平準化について要請を受けていることを踏まえ、公共工事発注の所管課においては、債務負担行為を活用した工事発注を行うなど、平準化に向けた取組を進めること。
- 発注に当たっては、市内事業者の受注機会の確保に努めること。